

保有個人データに関する事項の公表について

青森県土地改良事業団体連合会個人情報保護に関する規程第 15 条の規定により、保有個人データに関する事項を公表する。

平成 28 年 12 月 12 日

青森県土地改良事業団体連合会

1 本会の名称

青森県土地改良事業団体連合会（以下「本会」という。）

2 利用目的

- (1) 本会定款第 4 条に規定する事業を円滑に実施するために利用する
- (2) 労働者等の個人情報は、事業等を実施する際の雇用管理のために利用する

3 個人情報の保護に関する方針

- (1) 法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱う
- (2) 苦情処理に適切に取り組む
- (3) 個人情報の利用目的は可能な限り限定して示す、又は本人の選択による利用目的の限定に取り組むなど、本人にとって利用目的がより明確になるようにする
- (4) 個人データの取扱いを外部に委託する場合には、委託する事務の内容を公表する等委託処理の透明化を進める
- (5) 本人からの求めにより保有個人データを開示するときは、個人情報の取得元又はその取得方法を可能な限り具体的に明記する
- (6) 保有個人データについて本人から求めがあった場合には、利用停止に応じる

4 保有個人データの開示等を求める場合の手続

(1) 保有個人データの開示等を求める場合の手続

開示等の求めを行う旨及び求めの内容を記載した書面を本会会長へ提出するとともに、次に掲げる書類を提示又は提出しなければならない。

- ①開示等の求めをする者が本人である場合は、本人であることを示す書類
- ②開示等の求めをする者が未成年者、成年被後見人の法定代理人若しくは開示等の求めをするにつき本人が委任した代理人である場合は、代理人であることを証する書類

(2) 手数料

下表のとおり。

ただし、これによりがたい場合は実費を徴収するものとする。

書面の交付による場合	口頭・電話による場合	ファクシミリ・電子メールによる場合（注）
用紙1枚につき20円 及び送料	—	用紙1枚につき20円

（注）ファクシミリ・電子メールによる通知等は、開示の求めを行った者が同意した場合に限る。

- 5 個人情報の取扱いに関する苦情の申出先
青森県土地改良事業団体連合会 個人情報保護管理者